地方公庁船によるかつお・まぐろ漁業の試験操業取扱方針

昭和３７年５月３１日付け３７水生第３２１３号水産庁長官通達
昭和３９年１月２２日付け３９水生第１７６号水産庁長官通達一部改正
昭和４３年４月９日付け４３水生第１６５９号水産庁長官通達一部改正
平成１３年３月２９日付け１２水管第３８６４号水産庁長官通知一部改正
令和２年１２月１日付け２水管第１５８６号水産庁長官通知一部改正

第１　趣旨

地方公庁船によるかつお・まぐろ漁業の試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）は、試験研究等の場合の非営利の確認の取扱いについて（令和２年１１月１７日付け２水管第１５８４号水産庁長官通知。以下「取扱通知」という。）第２の１（１）に該当するものであるが、試験研究等の許可（以下「非営利の確認」という。）の取扱いについては、本取扱方針に定めるところによるものとする。

第２　非営利の確認は、次のものに対し行う。

１．資源その他の学術調査及び研究
２．漁具、漁法の試験、研究及びその他の性能試験
３．かつお・まぐろ漁船の指導を目的とする操業
４．新漁場開発を目的とする操業
５．生徒及び漁民の実習操業
６．その他かつお・まぐろ漁業の発展のためとくに有意義と認められる試験、調査又は研究

第３　前項の確認は、取扱通知第２の２の適格性を満たすことに加え、次の各号の条件を満たすときに限り認める。

１．試験研究等の計画が明確、かつ適切であると認められること。
２．試験研究等に使用する船舶が地方公庁船であること。
３．試験研究等に使用する船舶が新たに建造されたもの又は新たにかつお・まぐろ漁業の試験研究等を行うものであるときは、その船舶の容積は原則として同型の一般かつお・まぐろ漁船のおおむね２分の１以下であること。改造の場合においても同様であること。
４．試験研究等の実施が本来の目的を逸脱して収入本位となる等、一般かつお・まぐろ漁船の操業に悪影響を及ぼさないこと。

第４　非営利の確認の期間及び区域

１．非営利の確認の期間は、原則として当該確認を受けた年度内とする。

２．操業区域は、おおむね別紙１に定める区域内とし、非営利の確認後は特別の事由があると認められる場合を除いては、原則としてその変更は認めない。

第５　操業計画

１．試験研究等を実施しようとする地方公庁は、試験研究等に使用する船舶が建造された年度内に試験研究等を行おうとする場合を除き、試験研究等に関し年度内に行うべき調査及び試験の内容、船舶の運航期日、運行海域及び操業区域の計画を当該年度の初めに水産庁長官へ提出するものとする。

ただし、地方公庁が新造された船舶で行う場合を除き、新たにかつお・まぐろ漁業の試験研究等を行おうとする場合であって、当該年度初めに先だってこの計画を提出できないときは、当該年度内の提出であっても差し支えない。

２．試験研究等を実施しようとする地方公庁は、試験研究等を行う計画を有する船舶を新たに建造しようとする場合、試験研究等に関し年度内を通じて行うべき調査及び試験内容、船舶の運航期日、運航海域及び操業区域を水産庁長官へ提出するものとする。

３．地方公庁が第５の１又は２に基づいて水産庁長官へ提出した計画の変更（軽微な変更を除く）をしようとするときは、理由を付してその内容を水産庁長官へ提出するものとする。

４．地方公庁が第５の１から３までのいずれかに基づいて水産庁長官へ提出する計画又はその変更計画は、別に定める全国的な調査計画に基づくものとし、かつ、提出に当たっては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所を経由しなければならない。

第６　調査等

１．試験研究等を実施しようとする地方公庁は、浮きはえ縄又は釣り漁具を使用して試験研究等を実施する場合、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所が別に定める地方公庁船によるかつお・まぐろ資源調査要項及び要領により、生物調査、海洋観測等を実施するものとする。ただし、やむを得ない理由により、調査等の項目中に実施できないものがある場合は、第５の１から３までのいずれかに基づいて計画又はその変更計画を水産庁長官へ提出するときに、その旨を申し出るものとする。

２．試験研究等を実施しようとする地方公庁は、第６の１に掲げるもののほか、特殊な試験研究等を実施する場合、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究

所と打ち合わせの上、できる限りその試験、調査等に協力するものとする。

第７　非営利の確認の申請

試験研究等を行おうとする地方公庁が、非営利の確認の申請をするときは、農林水産大臣に対して、船舶ごとに、取扱通知別記様式第２号の試験研究等に関する申請書に、取扱通知第３の１から５までに掲げる書類を添え、別紙２によって在学生徒数及び実習生の配乗計画を提出しなければならない。

第８　報告書等の提出について

報告書及び採集資料は、各航海終了後その都度、速やかに次の宛先に応じた書類を提出するものとする。

１．水産庁宛てのもの

収支計算書、魚種別水揚尾数、同キログラム数及びその金額を記載した書類、航跡図並びに漁獲成績報告書。

２．国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所宛てのもの

（１）浮きはえ縄又は釣り漁具を使用して試験研究等を実施した場合は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所宛てに、同機関が別に定める報告及び資料を提出すること。

（２）（１）に掲げるもののほか、特殊な試験研究等を実施した場合は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所宛てに、その指示に基づくものを提出すること。

第９　非営利の確認の内容及び条件の遵守

地方公庁が非営利の確認の内容を逸脱して操業し、又はその条件を守らない場合は、試験研究等の内容を制限し、若しくは取り消し、又は翌年度の非営利の確認について考慮することがある。

附　則

この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和２年 12 月１日）から施行する。

別紙１

操業区域

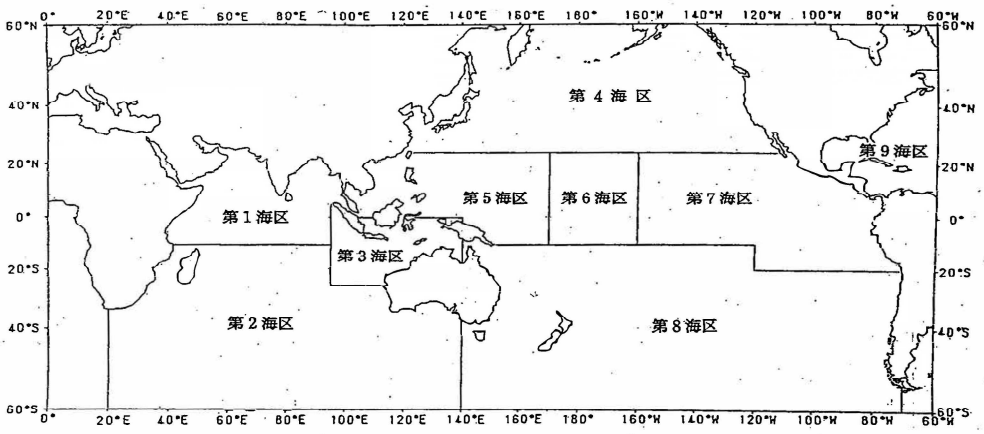

別紙2　実習生配乗生徒数

			漁業科			機関科			専攻科	その他（科名）
			1年	2年	3年	1年	2年	3年		
実習生配乗生徒数	まぐろ又はかつお漁業	1次 （年月日～年月日） 2次 （年月日～年月日） 3次 （年月日～年月日）								
	その他の漁業	漁業 （年月日～年月日） 漁業 （年月日～年月日）								